

DV被害者の鹿屋市営住宅への入居に関する要綱の一部を改正する要綱

DV被害者の鹿屋市営住宅への入居に関する要綱（平成18年鹿屋市告示第182号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第10条」を「第10条第1項又は第10条の2」に改め、「において」の次に「これらの規定」を加え、同条第2号中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同条第3号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第4条中「建築住宅課」を「とき」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第5条中「入居決定」を「市営住宅への入居の決定」に改め、「、建築住宅課長が」を削る。

第7条第2項第2号中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同項第3号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。